

古代における里と村－史料整理と分析－

平川 南

Materials for the Study of *Mura* and *Sato* in Ancient Japan

はじめに

- ① 正史・律令行政文書における「村」記載
- ② 正史・律令行政文書以外の史料における「村」記載
- ③ 史料別検討結果の整理
- ④ 辺境の地と「村」
- ⑤ 標示札「深見村□郷」
- ⑥ まとめと今後の課題

[論文要旨]

古代日本における地方行政機構の末端に位置する「里」と「村」ととの関係は、極めて重要なテーマで、膨大な研究蓄積があるにもかかわらず、いまだ明確にされていない。

その原因は、おそらく「里」と「村」の時期的変遷と史料別検討を整理する作業があまりなされなかつたからではないか。

時期的変遷からみるならば、まず村が各地域に成立し、その村のまとまりを基礎としつゝ、各戸を五十戸に編成し、行政単位として「里」が作られた。ここに「里」と「村」が併存する状況が生まれる。この状況が、史料とともに多様に記載され、「里」と「村」の関係が不鮮明になってしまったとみられる。

そこで、古代の文献史料の中で地名を表示する場合、どのような場合に「村」と表記されているか、史料別に整理検討する必要がある。正史・律令行政文書と律令行政文書以外の史料に大別してみると、「村」は後者の方がより多用されていたといえ

よう。次に史料別に整理した「村」の表記に共通するものが見い出せれば、それを「村」の特質とすることができる。さらに史料の中には、その特質にもとづいて幅広く活用した「村」表記と理解できるものもあるであろう。

以上の視点に基づき、史料整理と分析の結果、次のような結論を導き出した。「村」表記の特質は地点・領域表示であり、この特質を利用して国一郡一里という律令行政機構を補完したと考えられる。さらには、新たな行政区画単位として「村」の機能を活用・昇華したのが、邊都地・離宮地の「村」、辺境の地における大規模な「村」、そして最古のお触れ書きである石川県加茂遺跡出土の標示札にみえる「深見村」の例ではないか。

近年、各地の出土文字資料にみえる地域名は、おそらく「村」に深く関連すると想定される。今後の課題としては、それらを有力な手がかりに、史料的に大きく制約されている「村」の結合のあり方や編成原理の解明を試みたい。